

公 示 第 1 0 号

貨物検査場所の指定について

関税法第69条第1項の規定により、中部空港税関支署管内における貨物の検査場所を下記のとおり指定する。

令和8年7月29日

中部空港税関支署長 坂 本 賢 一

記

中部国際空港第1旅客ターミナルビル3階 特別待合室 A－3及びA－4

附 則

- 1 この公示は、令和8年8月1日から施行し、令和8年10月31日をもって廃止する。
- 2 検査貨物の種類は、出国者に係る貨物とする。